

## 陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人)本人用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 年( )第 号 物件番号
私は、暴力団員等ではありません。	
私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
<input type="checkbox"/> 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	
(陳述書作成日)令和 年 月 日	
買受申出人(個人)	住 所 (フリガナ)
	氏 名
	性 別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦

### 注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人が法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人)法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者を含みます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 年( )第 号 物件番号
当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。	
当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
<input type="checkbox"/> 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	
(陳述書作成日)令和 年 月 日	
買受申出人(法人)代表者	法人の所在地
	法人の名称
	代表者氏名
	役 員 別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

### 注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者を含みます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)

※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項	
1 代表者	住 所 (フリガナ)
	氏 名
	性 別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦
2	住 所 (フリガナ)
	氏 名
	性 別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦
3	住 所 (フリガナ)
	氏 名
	性 別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦
4	住 所 (フリガナ)
	氏 名
	性 別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦

### 注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 3月25日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 山 田 真 寛

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 8年 4月 9日 午前 9時00分から 令和 8年 4月16日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 4月23日 午前 9時30分 場 所 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 5月12日 午前10時00分 場 所 大阪地方裁判所第14民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り、買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため、令和 8年 3月25日午前9時から入札期間最終日午後4時30分まで物件明細書、現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階物件明細閲覧室に備え置きます。	





## 物 件 目 録

1 所 在 八尾市高安町南六丁目  
地 番 1番5  
地 目 宅地  
地 積 71.11平方メートル

### 2 (一棟の建物の表示)

所 在 八尾市高安町南六丁目1番地3、1番地4、1番地5  
構 造 木・鉄骨造スレート葺3階建  
床 面 積 1階 129.19平方メートル  
2階 106.92平方メートル  
3階 93.55平方メートル

### (専有部分の建物の表示)

家屋 番号 高安町南六丁目1番5  
種 類 居宅・車庫  
構 造 木・鉄骨造スレート葺3階建  
床 面 積 1階 41.71平方メートル  
2階 34.92平方メートル  
3階 30.55平方メートル



## 物件明細書

令和 7年10月17日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 山田真寛

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

---

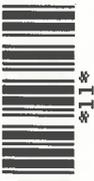
---

5 その他買受けの参考となる事項

なし

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



## 物 件 目 録

1 所 在 八尾市高安町南六丁目  
地 番 1番5  
地 目 宅地  
地 積 71.11平方メートル

### 2 (一棟の建物の表示)

所 在 八尾市高安町南六丁目1番地3、1番地4、1番地5  
構 造 木・鉄骨造スレート葺3階建  
床 面 積 1階 129.19平方メートル  
2階 106.92平方メートル  
3階 93.55平方メートル

### (専有部分の建物の表示)

家屋 番号 高安町南六丁目1番5  
種 類 居宅・車庫  
構 造 木・鉄骨造スレート葺3階建  
床 面 積 1階 41.71平方メートル  
2階 34.92平方メートル  
3階 30.55平方メートル



令和 7年(ケ)第272号  
令和 7年 8月 8日受理  
令和 年 月 日提出  
7.9.-5

# 現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 ト 藏 伸 之

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## 物 件 目 録

1 所 在 八尾市高安町南六丁目  
地 番 1番5  
地 目 宅地  
地 積 71.11平方メートル

### 2 (一棟の建物の表示)

所 在 八尾市高安町南六丁目1番地3、1番地4、1番地5  
構 造 木・鉄骨造スレート葺3階建  
床 面 積 1階 129.19平方メートル  
2階 106.92平方メートル  
3階 93.55平方メートル

### (専有部分の建物の表示)

家屋 番号 高安町南六丁目1番5  
種 類 居宅・車庫  
構 造 木・鉄骨造スレート葺3階建  
床 面 積 1階 41.71平方メートル  
2階 34.92平方メートル  
3階 30.55平方メートル





## その他の事項

### 1 表札等の表示

- (1) 表札の表示           なし
- (2) 郵便受けの表示       所有者の姓

### 2 目的土地の現況について

- (1) 適宜概測したところ、形状は、概ね地積測量図のとおりであると思われる。
- (2) 目的建物の敷地となっている。なお、南西側に簡易工作物が設けられていた。
- (3) 接面道路は、建築基準法上の道路である。

### 3 目的建物の現況について

- (1) 形状は、概ね建物図面のとおりであると思われる。
- (2) 3棟1戸建て連棟式建物の南側の建物である。
- (3) 内部の状況は、別紙添付写真のとおりである。
- (4) 1階は車庫・洗面室。浴室として使用されており、2階および3階は住居として使用されていた。住居部分には、家財道具や日常生活用品等の動産類が存在した。
- (5) 2階および3階では、全体的に床の撓みや傾斜が感じられた。傾斜については、特に2階の廊下で強く感じられた。
- (6) 課税床面積と公簿面積が相違しているのは、算出方法の相違（壁芯計算か内法計算）によるものと思われる。
- (7) その余は、経年相当の劣化および損耗が認められた。

以上

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者	<p>1 目的建物は、私が暮らしています。</p> <p>2 かなり前に建物内で猫2匹を飼育していましたが、今は飼っていません。</p> <p>3 特に不具合はありません。</p> <p>4 10年くらい前に、目的建物の屋根ではありませんが、連棟式住宅の屋根の一部が壊れ、10万円ほどの代金を3軒で出し合って修理をしたことがありました。屋根は、今では直っています。また、近隣との間でトラブルはありません。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり  
(4枚目)

## 執行官の意見

### 目的物件の占有関係

関係人の陳述、ライフライン調査および立入調査の結果から、目的建物は、所有者が住居・車庫として使用・占有しているものと認めた。

以上

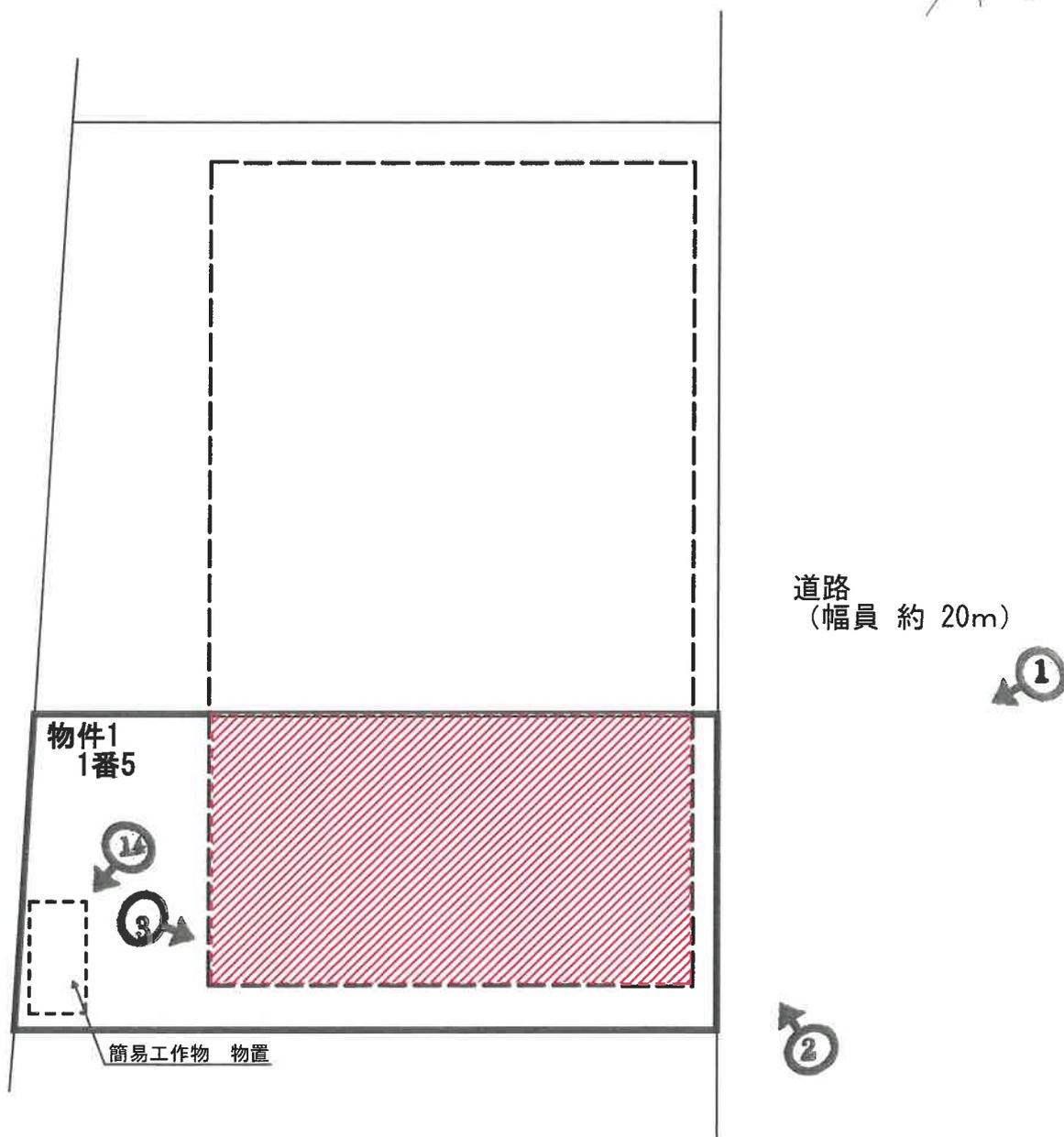
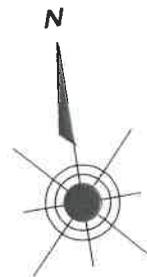
調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年8月8日	執行官室	ライフライン調査、照会書送付（所有者）
令和7年8月13日 9:40 - 9:55	物件所在地	物件調査、占有確認
令和7年8月13日 10:10 - 10:30	八尾市役所	道路等調査、家屋等調査
令和7年8月14日 9:30 - 9:40	大阪法務局北出張所	公函等調査
令和7年8月14日 9:50 - 9:55	中之島図書館	物件確認
令和7年8月20日 12:00 - 12:10	物件所在地	占有関係調査、在宅要請書投函
令和7年8月25日 10:35 - 10:50	執行官室	占有関係調査（所有者からの電話により聴取）
令和7年8月27日 16:30 - 16:55	物件所在地	立入調査（評価人帯同）、所有者と面談
(特記事項) <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人および解錠技術者を同行して臨場した。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり  
(6枚目)

# 土地建物位置関係図

令和7年（ケ）第272号

◀○ 写真撮影位置方向

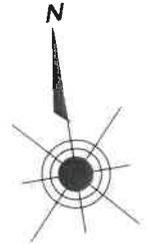


-  物件2 家屋番号 高安南六丁目1番5 (目的専有部分・1階部分)
-  物件2 一棟の建物 (1階登記部分)

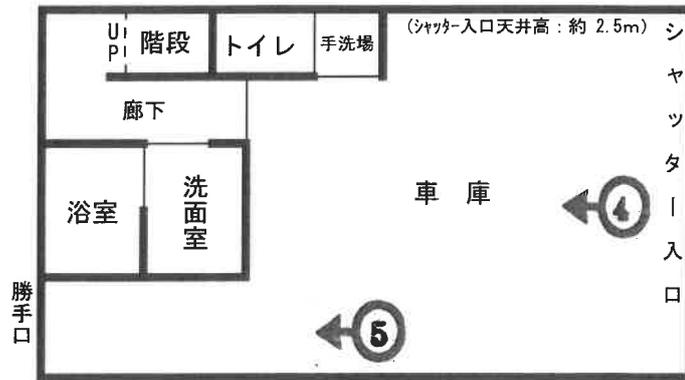
# 間取略図

令和7年（ケ）第272号

←○ 写真撮影位置方向



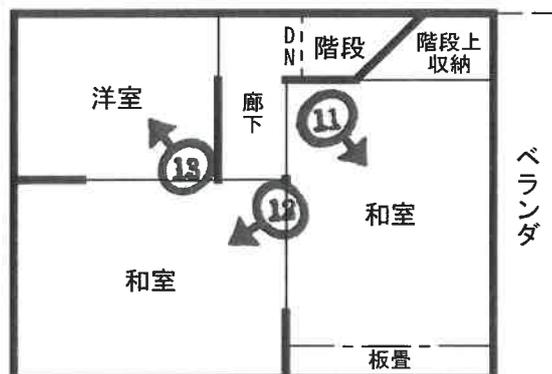
1階平面図



2階平面図



3階平面図



目的建物



①



②



③

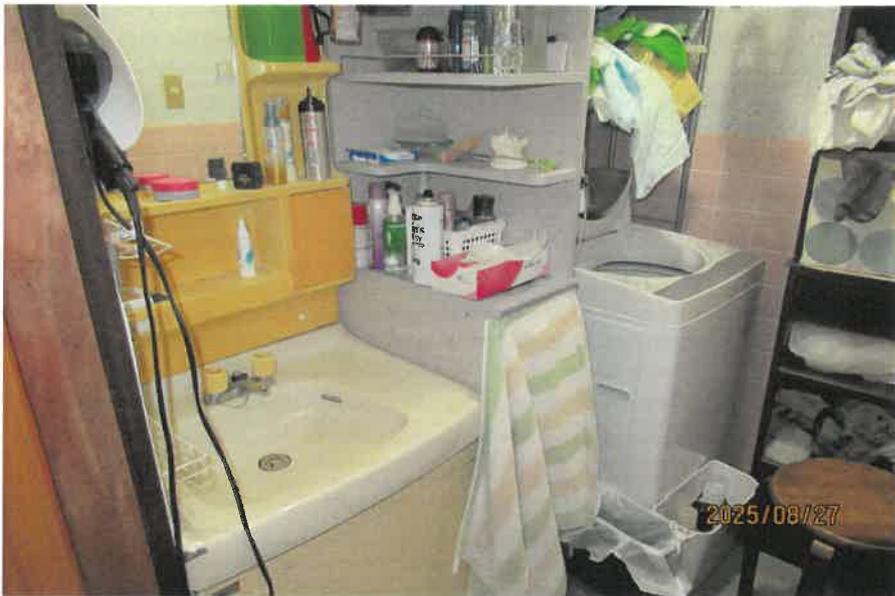


④

( 10 枚目 )



⑤



⑥

洗面室の状況



⑦

浴室の状況



⑧



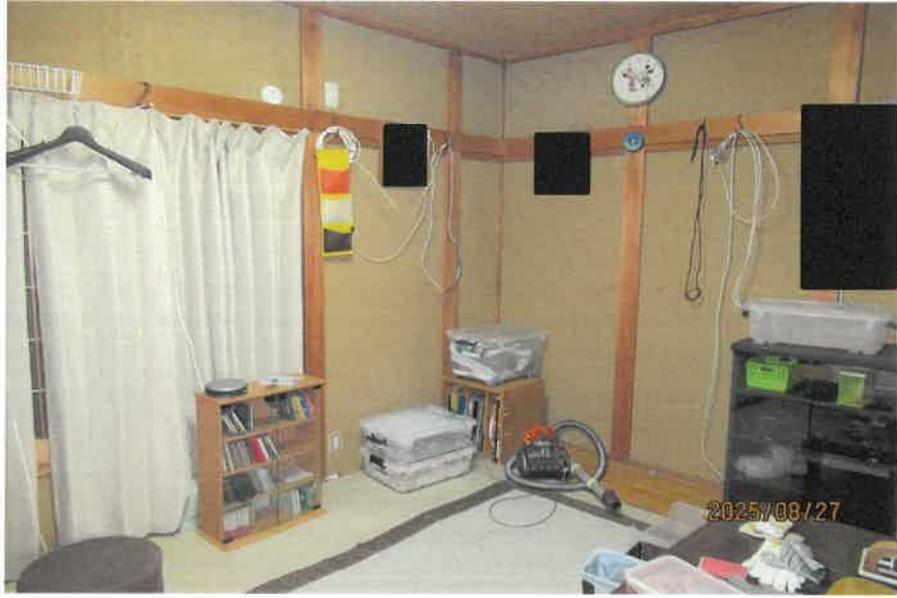
⑨



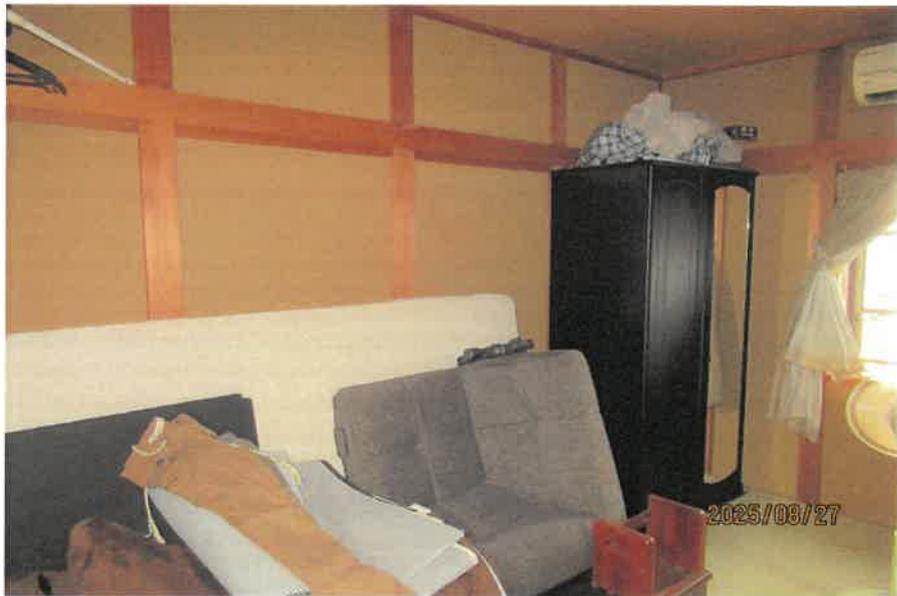
⑩

流し台の状況

( 13 枚目 )



①①



①②



13



14



## 物 件 目 録

1 所 在 八尾市高安町南六丁目  
地 番 1番5  
地 目 宅地  
地 積 71.11平方メートル

### 2 (一棟の建物の表示)

所 在 八尾市高安町南六丁目1番地3、1番地4、1番地5  
構 造 木・鉄骨造スレート葺3階建  
床 面 積 1階 129.19平方メートル  
2階 106.92平方メートル  
3階 93.55平方メートル

### (専有部分の建物の表示)

家屋 番号 高安町南六丁目1番5  
種 類 居宅・車庫  
構 造 木・鉄骨造スレート葺3階建  
床 面 積 1階 41.71平方メートル  
2階 34.92平方メートル  
3階 30.55平方メートル



令和 7年 (ケ) 第272号  
令和 7年 8月27日 現地調査  
令和 7年 9月10日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

# 評 価 書

( 土地付建物 )

評価人 不動産鑑定士

**正井 智子**

## 第1 評価額

一 括 価 格	
金 7,500,000 円	
内 訳 価 格	
物件1	金 3,450,000 円
物件2	金 4,050,000 円

- 1 一括価格は、物件1,2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計額である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更は考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 等 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	同左
2	所 在 等 家 屋 番 号 種 類 ・ 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	物件目録と建物図面並びに現地概測数量は概ね一致した。その他については下記特記事項記載のとおり。
番号	特 記 事 項		
1	特にない。		
2	<p>(1) 物件2建物は、3戸から成る連棟式建物の南端の住戸であり、一棟の連棟式建物の敷地には、物件1土地のほか、高安町南六丁目1番3、同所1番4の土地も含まれるが、物件2建物は物件1土地上にのみ存し、物件1土地上に他の建物は存在しない。本件では、物件2は専有部分の床面積をもって評価し、物件1乃至2を土地付建物として評価を行う。</p> <p>(2) 登記面積と課税面積に若干の相違があるが、連棟式建物であることによる計測の誤差であることを確認した。</p>		

## 第4 目的物件の位置・環境等

### 1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	近鉄大阪線「高安」駅の南方約750m（道路距離） （別添位置図 参照）		
付近の状況	国道170号沿いに店舗，事業所，店舗兼住宅等が建ち並ぶ地域。付近の道路の幅員，系統・連続性は，良好である。最寄駅までは概ね徒歩圏に在り，近隣地域周辺に各種店舗も存することから，日常生活利便性は概ね普通である。今後，特段の変動要因は無く，当面は現状を維持するものと予測する。		
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域	
	用途地域	準住居地域	
	建ぺい率	60%	
	容積率	200%	
	防火規制	準防火地域	
	その他規制	第2種高度地区，高安・生駒山並み眺望景観区域，宅地造成工事規制区域	
画地条件	規模	71.11㎡	
	形状	ほぼ長方形	
	間口・奥行	間口約5.7m，奥行約12.6m（南辺）	
	高低差等	道路に対し概ね等高に接面している。	
接面道路	東側	幅員約20.0m舗装国道（建築基準法第42条1項1号）	
	接道状況	中間画地	
土地の利用状況	現況	低層住宅等	
	物件1の隣地の状況	東：道路	西：空地
		南：店舗・作業場等	北：店舗兼住宅等
供給処理施設	上水道	あり	
	ガス配管	あり	
	下水道	あり	
	（注）供給処理施設における「あり」とは，対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下，「施設管」という。）が通っており，通常のコストで敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは，対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず，敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは，前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や，役場での確認事項に疑義がある場合等で，将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
土壌汚染等	土壌汚染の可能性について調査したところ，まず対象建物が法令上の特定施設に該当した履歴は確認できなかった。閉鎖登記簿による確認では，明治時代より複数の個人及び法人等の間で所有権移転された後，平成17年に現債務者兼所有者が取得した。また，昭和40年以降の過去の住宅地図による確認では，昭和40年当時より八尾自動車教習所の表記が認められ，昭和47年頃より店舗，作業場等の表記が認められた。その後，平成元年に現在の建物が建築されたものと推認される。過去及び現在の利用状況等からは土壌汚染の可能性は低いと判断され，ヒアリングからも土壌汚染について特段の情報は得られなかったが，土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには，土壌汚染調査会社による正式な（専門）調査を要する。		
特記事項	(1) 目的土地の南西部に簡易工作物が設けられていた。  (2) 接面道路にガス管の埋設はあるが，目的土地には都市ガスの引込は無く，プロパンガスを使用している。		

## 2 建物の概況及び利用状況（物件2）

### ①（物件2/専有部分）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数等	建 築 年 月 日	平成1年3月29日 新築 (登記記載)
	経 過 年 数	約36年
	経済的残存耐用年数	0年
仕 様	構 造	木・鉄骨造
	屋 根	スレート葺
	外 壁	タイル貼 等
	内 壁	ビニールクロス貼 等
	天 井	ビニールクロス貼, 合板 等
	床	フローリング, タタミ 等
	設 備	電気, 給排水設備, プロパンガス 等
そ の 他	特にない。	
床面積（現況）	延 107.18㎡	
	増築はなく、登記と現況数量は同じである。	
現 況 用 途 等	階 層	3階建
	現 況 用 途	居宅・車庫
	間 取 り	4DK+車庫
品 等	中位	
保守管理の状態	普通	
建物の利用状況	債務者兼所有者が居宅等として占有している。詳細については、現況調査報告書記載のとおり。	
特 記 事 項	<p>(1) 1階は車庫及び洗面室, 浴室として使用されていた。2階乃至3階は居宅として使用されていた。</p> <p>(2) 2階及び3階の居宅部分では, 全体的に床の撓みや傾きが感じられた。</p> <p>(3) 室内は概ね経年相応の老朽化と判断した。</p> <p>(4) 対象建物について, 建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果, アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお, アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。</p> <p>(5) 建築確認あり, 検査済証なし。</p>	

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

物件1の更地価格を算出し、これに必要なに応じて建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件番号	標準画地価格 (円/m <sup>2</sup> ) ア	個別格差 イ	地積 (m <sup>2</sup> ) ウ	建付減価補正率 エ	建付地価格 千円未満四捨五入 (円) オ=(ア×イ×ウ×エ)
1	151,000	1.02	71.11	0.90	9,857,000

#### ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

○地価公示 八尾-34

$$\text{標準価格} \quad 137,000 \text{ 円/m}^2 \times \frac{\text{時点修正}}{100} \times \frac{\text{標準化補正}}{101} \times \frac{\text{地域格差}}{90} \doteq \text{標準画地価格} \quad 151,000 \text{ 円/m}^2$$

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 :	規模	形状	高低差	方位	行政	その他	相乗積
	1.00	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.01

◇ 地域格差 :	街路	接近	環境	行政	将来	その他	相乗積
	0.88	1.02	1.00	1.00	1.00	1.00	0.90

イ 個別格差 :	規模	形状	高低差	方位	行政	その他	相乗積
	1.00	1.00	1.00	1.02	1.00	1.00	1.02

ウ 地積 : 登記数量を採用した。

エ 建付減価補正率 : 本件においては-10%が適切と判断した。

### (2) 物件 2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/m <sup>2</sup> ) ア	現況延床面積 (m <sup>2</sup> ) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) 千円未満四捨五入 エ=(ア×イ×ウ)
2 (主である建物)	200,000	107.18	0.04	857,000

ウ 建物現価率

$$\text{現価率} = \left( \frac{\text{※1}}{0.05} + (1 - \frac{\text{※1}}{0.05}) \times \frac{\text{※2}}{0} / (0 + \frac{\text{※3}}{36}) \right) \times (1 - \frac{\text{※4}}{0.30}) \doteq 0.04$$

※1 :	残価率	5.0%
※2 :	経済的残存耐用年数	0年
※3 :	経過年数	約 36年
※4 :	観察減価率	30%

## 2 評価額の決定

### (1) 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 千円未満四捨五入 (円) ア×イ=ウ
	1	9,857,000	法定地上権	0.50

### (2) 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格 (円) 〔1 (1) オ・1 (2) エ〕 ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) 〔2 (1) ウ〕 イ	占有減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) 万円未満四捨五入 キ=〔ア+イ〕×ウ×エ×オ-カ
	1	9,857,000	△4,929,000		1.00	0.70	
2	857,000	+4,929,000	1.00	1.00	0.70	0	4,050,000
一括価格(合計)							7,500,000

#### ウ 占有減価

対象建物について買受人の引受となる占有権は存せず、減価は要しないものと判断した。

#### エ 市場性修正率

本件の場合には不要と判断した。

#### オ 競売市場修正率

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

#### カ その他の控除減価(敷金等)

本件の場合には不要である。

## 第6 参考価格資料

### 1 地価公示標準地 [ 八尾-34 ]

所 在	大阪府八尾市高安町南3丁目6番1
価 格	137,000 円/m <sup>2</sup>
位 置	近鉄大阪線線 高安駅の南東方 約600m (道路距離)
価 格 時 点	令和7年1月1日
地 積	132 m <sup>2</sup>
供給処理施設	ガス, 水道, 下水
接 面 道 路	西側 幅員約4.0m私道 中間画地
用 途 指 定 等	第1種中高層住居専用地域 (建ぺい率60%・容積率200%) 準防火地域
地 域 の 概 況	中小規模一般住宅等が建ち並ぶ住宅地域

### 2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物 件 1	7,103,889 円
物 件 2	1,877,218 円

## 第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図 (写)
- 3 地積測量図 (写)
- 4 建物図面・各階平面図 (写)
- 5 土地建物位置関係図
- 6 間取図 (概略)

## 物 件 目 録

1 所 在 八尾市高安町南六丁目  
地 番 1番5  
地 目 宅地  
地 積 71.11平方メートル

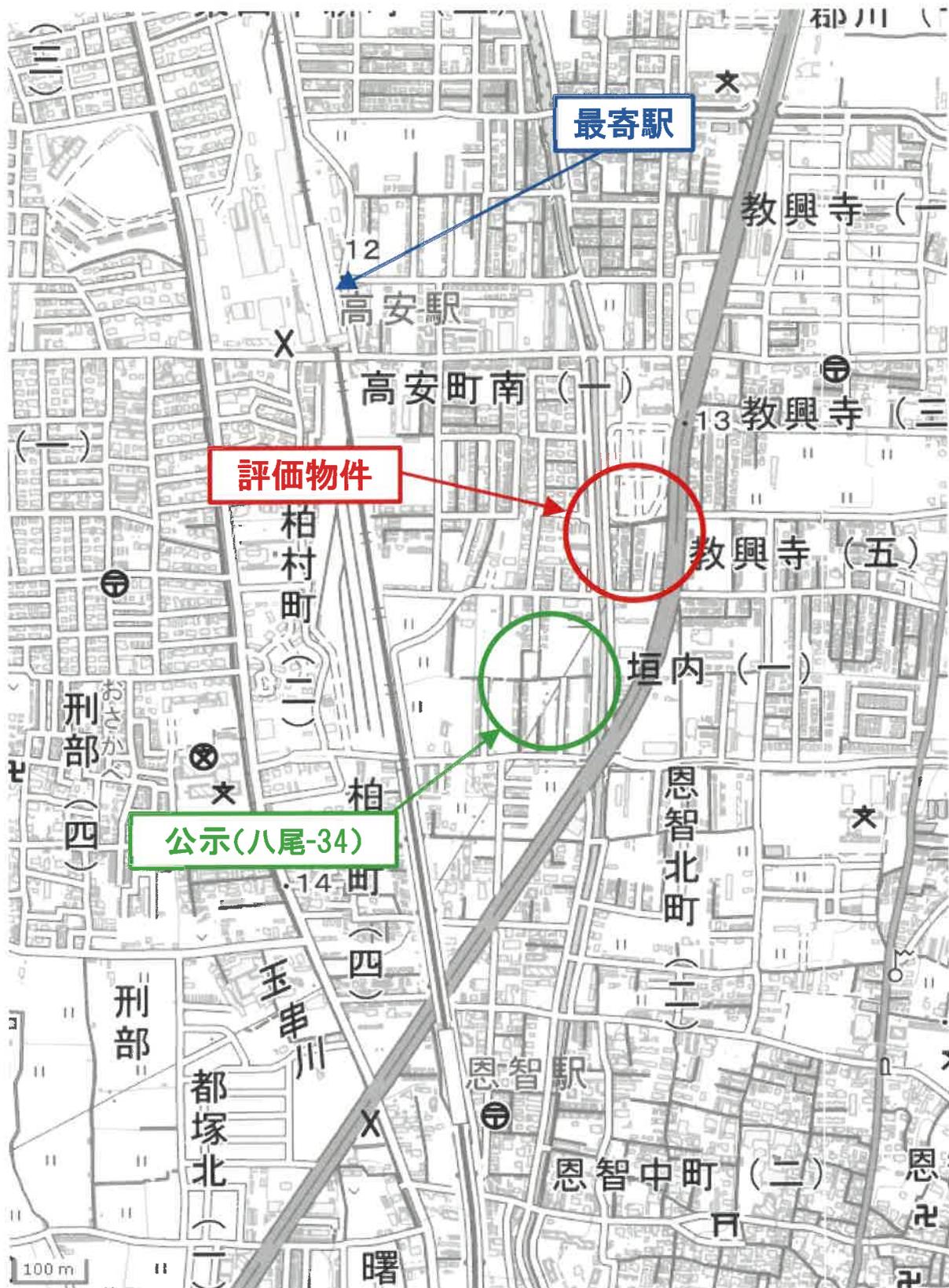
### 2 (一棟の建物の表示)

所 在 八尾市高安町南六丁目1番地3、1番地4、1番地5  
構 造 木・鉄骨造スレート葺3階建  
床 面 積 1階 129.19平方メートル  
2階 106.92平方メートル  
3階 93.55平方メートル

### (専有部分の建物の表示)

家屋 番号 高安町南六丁目1番5  
種 類 居宅・車庫  
構 造 木・鉄骨造スレート葺3階建  
床 面 積 1階 41.71平方メートル  
2階 34.92平方メートル  
3階 30.55平方メートル







評価物件

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	八尾市高安町南六丁目		地番	1番5		
出力尺	縮尺不明	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。  
(大阪法務局東大阪支局管轄)

令和7年6月11日  
東京法務局中野出張所  
登記官

請求番号：19-1  
(1/1)



A4版に縮小

登記年月日：平成1年10月20日

1055102

地積測量図

H.1.10.20

81-1-3 後新 1-3, 1-4, 1-5

地番 1-4, 1-5 1-3

土地の所在 八尾市高安町南6丁目

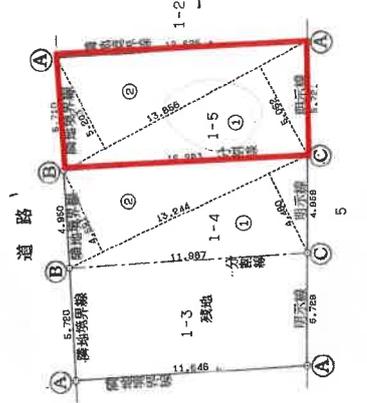
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
 (大阪法務局東大阪支庁管轄)  
 令和7年6月11日 東京法務局中野出張所

登記官

三斜求積表

地番	NO	底辺	高さ	倍面積	地積
1	1	13.244 X	4.480 =	59.333120	
-4	2	13.244 X	4.591 =	60.803204	
		合計		120.136324 m <sup>2</sup>	
		面積		60.0681620 m <sup>2</sup>	60.06 m <sup>2</sup>
		坪数		18.1708	
1	1	13.856 X	5.062 =	70.139072	
-5	2	13.856 X	5.203 =	72.092768	
		合計		142.231840 m <sup>2</sup>	
		面積		71.1159200 m <sup>2</sup>	71.11 m <sup>2</sup>
		坪数		21.5125	
1	-3	公積		198.7746000 m <sup>2</sup>	
		総計		131.1840820 m <sup>2</sup>	
		残地		67.5905180 m <sup>2</sup>	67.59 m <sup>2</sup>
		坪数		20.4461	

\*使用機種名 JEC GEO STATION システム



境界	境界線の種類
①	既設刻印
②	新設刻印
③	プロット刻印

作製者 土地家屋調査士

(平成1年10月14日作製)

縮尺 1/250

登記年月日：平成1年10月23日

2058563

各階平面図

一棟の建物

建物図面

4-1 元・10・23

家屋番号 一棟

建物の所在 八尾市高安町南6丁目1-3, 1-4, 1-5

(1-3-1 10/23  
1-4  
1-5)

1階平面図



求積表

8.70 x 14.85 = 129.1950  
合計 129.1950  
床面積 129.19 m<sup>2</sup>

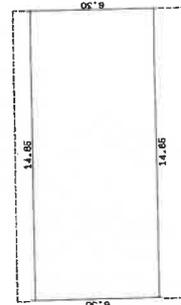
2階平面図



求積表

7.20 x 14.85 = 106.9200  
合計 106.9200  
床面積 106.92 m<sup>2</sup>

3階平面図



求積表

6.30 x 14.85 = 93.5550  
合計 93.5550  
床面積 93.55 m<sup>2</sup>



縮尺 1/250  
1年10月23日(作製)

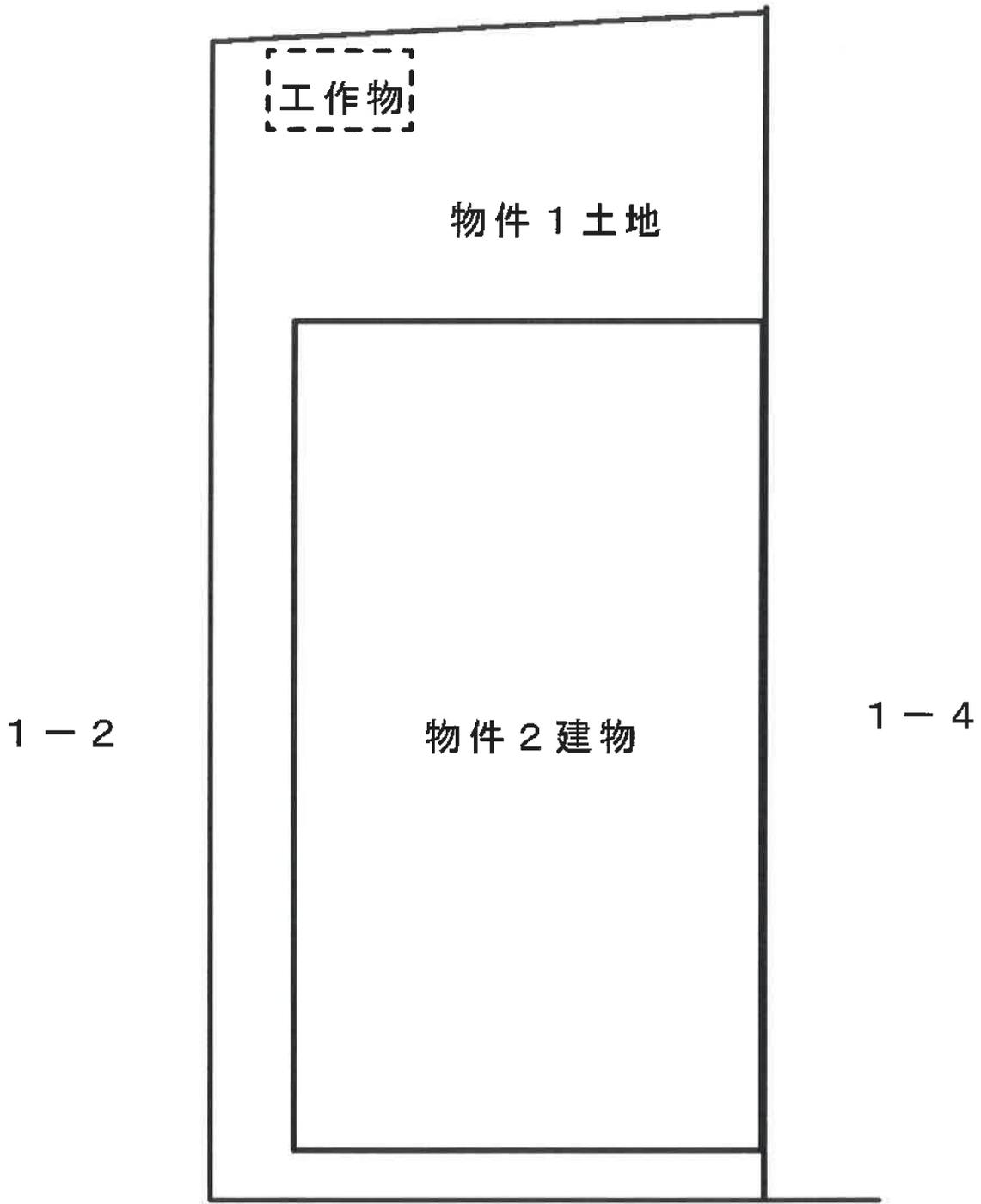
縮尺 1/500

申請人

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
(大阪法務局東大阪支店管理)

令和7年6月11日 東大阪法務局 中野出張所

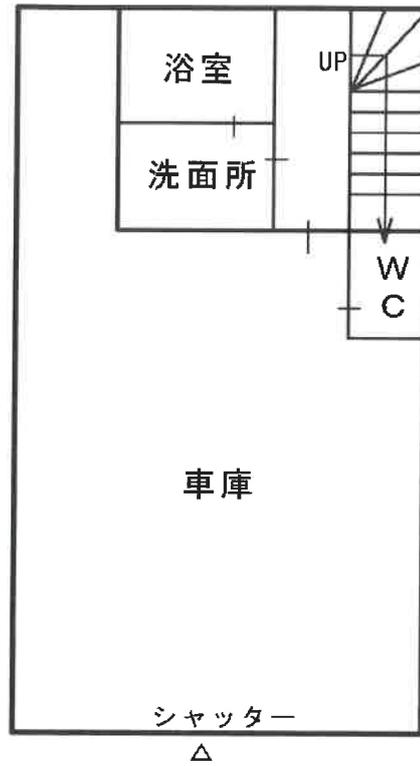
登記官



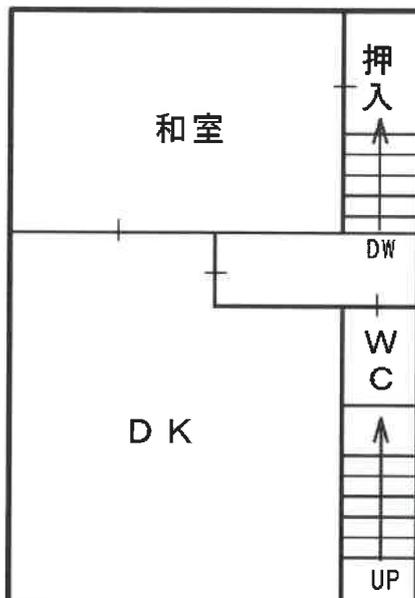
幅員約20m国道 (42-1-1)



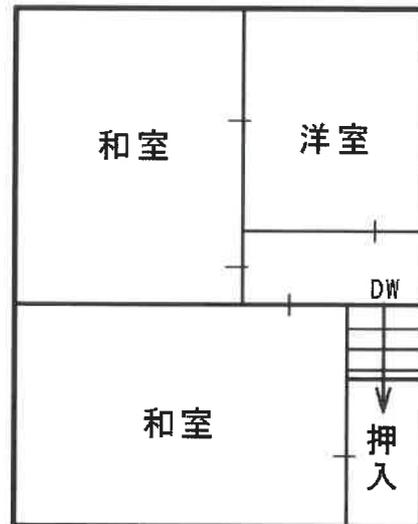
土地建物位置関係図



1 階



2 階



3 階



間取図(概略)